

平成30年第3回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

平成30年5月2日 開会

平成30年5月2日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成30年第3回新十津川町議会臨時会

平成30年5月2日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 選任第1号 広報広聴常任委員の選任について
- 第4 議案第26号 財産の取得について
- 第5 議案第27号 新十津川町教育委員会教育長の任命について

○出席議員（11名）

1番	進 藤 久美子 君	2番	杉 本 初 美 君
3番	鈴 井 康 裕 君	4番	小 玉 博 崇 君
5番	白 石 昇 君	6番	西 内 陽 美 君
7番	安 中 経 人 君	8番	青 田 良 一 君
9番	長 名 實 君	10番	笹 木 正 文 君
11番	長谷川 秀 樹 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
会計管理者	内 田 充 君
代表監査委員	山 本 忍 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。  
ただ今から平成30年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。  
ただ今、出席している議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
- 

◎選任第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、選任第1号、広報広聴常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

- 議会事務局長（高宮正人君） それでは選任第1号、広報広聴常任委員の選任について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

広報広聴常任委員につきましては、現委員が平成30年5月10日をもって任期満了となることから、後任の委員を選任するものであります。

委員の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名するとしております。また、同条例第7条第5項の規定により、任期満了による後任者の選任は、任期満了前30日以内に行うことができるとなっておりますので、ここに提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

広報広聴常任委員の選任方法については、ただ今説明のあったとおり、議長より指名いたします。

広報広聴常任委員に、進藤久美子君、杉本初美君、鈴木康裕君、小玉博崇君、白石昇君、西内陽美君、安中経人君、青田良一君、長名實君、笹木正文君。以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今指名した者を、広報広聴常任委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員の選任は、ただ今の指名のとおり決定をいたしました。

---

#### ◎議案題26号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第26号、財産の取得についてを議題と致します。提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第26号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、除雪トラック専用車1台。2、取得の目的、建設機械の老朽による更新ということでございます。現有の除雪専用車は、平成16年に購入をしたもので14年の歳月を迎えようとしており、走行距離8万2,987キロメートルに及ぶ除雪作業を行ったことから、老朽に伴う修繕料抑制及び除排雪の効率と除雪体制の充実のために更新をするものでございます。3、契約の方法、随意契約。4、取得価格、金2,829万6千円。5、契約の相手方、砂川市空知太東1条3丁目3番24号、UDトラックス北海道株式会社空知支店、支店長、竹田晃人であります。

次に、裏面に参考資料といたしまして、見積業者名、財産の規格等を記載してございますので、お目通しを願いたいと思います。

なお、納入期限は、平成30年12月20日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第26号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

【暫時休憩】

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第27号、新十津川町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第27号、新十津川町教育委員会教育長の任命について。

新十津川町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

教育長に任命をしたい者の住所、樺戸郡新十津川町字中央71番地119。

氏名、久保田純史。昭和37年12月19日生まれ。55歳であります。

久保田氏は、平成27年5月8日から1期3年間、教育長として今日まで誠心誠意努めていただき、平成30年5月7日で任期満了となります。議員の皆様方にもご承知のことと存じますが、とりわけ久保田氏は任期中、児童生徒の学力の向上をはじめとし、知、徳、体のバランスのとれた心身ともにたくましく育つような環境をはじめ、教育のまち新十津川の充実発展に大きく貢献をされております。

一例を申し上げますと、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、英検の受験を奨励するほか、学校図書館司書の配置、高校生の遠距離通学費の一部助成、給食センター調理及び洗浄業務並びにスクールバス運行業務の民間委託化、さらには子供達に夢や希望を与えるため、日本ハムとの連携協定によるスポーツ教室、ダンスアカデミー等の開催、イ

ースタンリーグの招致、そして総合型地域スポーツクラブを設立し、町民が手軽に楽しめる軽スポーツの教室等、教育全般にわたり積極的に取り組んでいただいております。

また、今年からは、小中学校のより良い地域と共にある学校づくりのために、学校運営協議会の設置、さらには学習指導要領の円滑な導入を進めるため、児童生徒の課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育むことを重視したIT機器環境を整えて、プログラミング的思考の育成に向けた事業改善への取り組みなど、迅速かつ的確な対応を進めております。

これらのことから、引き続き、教育長としてこれまでの知識や経験、さらには指導力を発揮していただきたく、久保田氏の再任を上程させていただきましたので、何とぞ、ご同意賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。提案理由と内容の説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第27号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決致します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、新十津川町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

暫時休憩致します。

【暫時休憩】

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

○議長（長谷川秀樹君） ここで、久保田純史教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、一言ご挨拶申し上げます。

今ほどは教育長の再任に際し、私の再任について町長から任命の上程をしていただき、議会の同意をいただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。

また、この度の再任につきましては、私にとりまして身に余る光栄と存じるとともに、その職責の重大さを感じているところでございます。

平成27年5月に現職に拝任し、早や3年経過致しました。その間、至らぬこと多々あったと思います。その点につきましては反省し、今再任の同意をいただきましたので、気持ちを新たに職務に邁進したいと感じているところでございます。

とりわけ、本年は北海道命名150年の年に当り、NHK札幌放送局の特別なご配慮により新十津川物語の再放送がされております。類まれな本町の開拓の歴史、由緒ある歴史、このことを子供達をはじめ、町民の皆さんに正しく認識していただくとともに、この歴史を感謝してもらおう。また、郷土愛に満ちた教育の自立発展に微力を尽くしてまいりたいという所存でございますので、議員の皆さんのご指導のほどを切にお願い申し上げ、一言ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成30年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時17分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員